

○立命館大学西園寺記念奨学金（難関試験合格者枠）規程

2017年3月15日

規程第1112号

（目的）

第1条 立命館大学西園寺記念奨学金（難関試験合格者枠）は、学生の難関試験の合格を奨励することを目的とし、その取扱いはこの規程の定めるところによる。

（定義）

第2条 この規程において、難関試験とは、次の各号に掲げる試験をいう。

- (1) 公認会計士試験論文式試験
- (2) 国家公務員採用総合職試験
- (3) 外務省専門職員採用試験
- (4) 裁判所職員採用総合職試験
- (5) 衆議院事務局職員採用総合職試験
- (6) 参議院事務局職員採用総合職試験

（出願資格）

第3条 この奨学金に出願できる者は、学部学生または大学院学生であって、この奨学金に出願する年度の難関試験に合格した者とする。

2 前項にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、出願資格を有さない。

- (1) 難関試験の実施日において休学中の者
- (2) 停学の懲戒を受けた者
- (3) 過去にこの奨学金を受給した者

（給付金額および給付方法）

第4条 給付金額は、30万円とし、受給者の銀行口座に振り込む方法により給付する。

（給付人数）

第5条 この奨学金の給付人数は、毎年度の予算の範囲内でエクステンションセンター所長が決定する。

（募集）

第6条 受給者の募集は、募集要項を配布して行う。

2 募集要項には、この規程に定める事項のほか、次の各号に掲げる事項を明示するものとする。

- (1) 募集期間

- (2) 応募方法および受付窓口
- (3) 採用人数
- (4) 採否の通知方法および時期

(出願方法)

第7条 この奨学金の受給を希望する者は、所定の出願書類をエクステンションセンター所長に提出するものとする。

(受給者の決定)

第8条 受給者は、所属する学部または研究科における卒業に必要な単位のGPAの高い順にエクステンションセンター所長が決定する。

2 エクステンションセンター所長は、決定した受給者の氏名、合格した難関試験の名称、所属する学部または研究科等を公表する。

(受給者の義務)

第9条 受給者は、難関試験を目指す学生に対し、在学中においてエクステンションセンター所長が定める支援を行わなければならない。

(届出)

第10条 受給者が次の各号のいずれかに該当する場合には、直ちにエクステンションセンター所長に届け出なければならない。

- (1) 退学、除籍、休学、復学、転籍、留学に該当するときまたは停学の懲戒を受けたとき。
- (2) 在学中に氏名、住所その他出願書類に記載した事項に異動があったとき。

(取消し)

第11条 この奨学金の給付後に、受給者が次の各号のいずれかに該当した場合は、エクステンションセンター所長は給付の決定を取り消すことができる。ただし、第1号については難関試験の合格による就職のために退学した場合を除く。

- (1) 学籍を失ったとき。
- (2) 停学の懲戒を受けたとき。
- (3) 正当な理由なく第9条に定める受給者の義務を果たさなかったとき。
- (4) 出願書類への虚偽の記載等不正が判明したとき。

(返還)

第12条 エクステンションセンター所長は、前条により給付の決定を取り消した者に対し、給付金額の返還を求める。

2 返還を求められた者は、所定の期日までに全額を返還しなければならない。

(改廃)

第13条 この規程の改廃は、常任理事会が行う。

附 則

1 この規程は、2017年4月1日から施行する。

2 この規程の施行に伴い、立命館大学資格・能力取得育英奨学金規程を廃止する。ただし、2017年3月31日に在籍する者で立命館大学資格・能力取得育英奨学金を受給したものについては、同規程は、なおその効力を有する。

3 2017年3月31日に在籍する者については、第3条第2項第3号に「この奨学金」とあるのは「この奨学金および立命館大学資格・能力取得育英奨学金（公認会計士試験一部合格により受給した場合を除く。）」と読み替えるものとする。